

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火)午後1時30分から午後2時01分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員(3人)

事 務 局 長	岩 本 将 史
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農地改良協議に対する同意について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

②制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました。ただいまより令和元年9月定例総会を開会致します。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

本日の総会資料は、総会終了後回収しますので、よろしくようお願い致します。

それでは、はじめに定例総会の開催にあたりまして、齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

皆さん、稲刈り時期の大変お忙しい中、9月の定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。過日8月8日から9日にかけて上陸しました台風15号につきましては関東に上陸した台風としては過去最強級の台風と報じられておりますし、記録的な暴風にみまわれました。この台風によって農業被害もビニールハウスの倒壊あるいは野菜、果実などの落下の被害が多発しておりますし、また建物の屋根の瓦が飛ばされる等の被害も発生しておりました。被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて本日の総会は議案7件、報告事項2件となっております。稲刈りの繁忙時期でもありますし、総会終了後また農作業に戻られる方も多いと思いますので、できるだけスムーズに議事を進めてまいりたいと思います。皆さん方のご協力をお願いしまして、簡単ですけども、あいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 事務局（岩本事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は、農業委員10名全員出席でございます。

委員の出席人数が、定足数に達していますので、会議は成立しております。

それでは、「つくばみらい市農業委員会会議規則」第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、暫時議事を進めてまいりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。まず最初に、議事録署名委員の選出でございますが、私議長にご一任していただくことにご異議はございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、異議なしと認めまして早速指名させていただきます。

4番栗橋委員、5番中山職務代理、2名を議事録署名委員に選出いたします。よろしく申し上げます。

書記は、事務局でお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は仮設用道路、現場事務所、及び資材置場として使用するための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は4,138㎡、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は1,054㎡、合計2筆5,192㎡でございます。令和4年9月30日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は280㎡、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は21㎡、合計2筆301㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明終わりましたので、引き続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして、7番菊地委員報告お願い

します。

1. 菊地委員

はいそれでは9月3日午前9時より行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは齊藤会長、中山職務代理、私、事務局より石神補佐、大久保主査計5人で行いました。受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたします。

隣接の農地を、太陽光発電設備用地として、平成31年1月に農地法第5条の転用許可を受けており、本申請は、当初計画では既存道路を使用する予定でしたが、仮設用道路を使用して資材等を運搬する計画に変更となったため、仮設用道路用地、現場事務所及び資材置場として、令和4年9月30日までの3年間、一時転用したいとの理由で申請されたものであります。なお、事業終了後は、農地に復元し、畑として耕作する予定となっております

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整もされており、仮設用道路用地、現場事務所及び資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続いて谷和原地区につきまして、1番海老原委員報告をお願いします。

1. 海老原委員

それでは議案第1号番号2について、9月3日午後1時30分より行った書類審査、現地調査について報告いたします。調査は栗原委員、矢口委員、齊藤会長、事務局から、大久保主査、そして私の5人で行いました。受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、学校法人開智学園、及び沼田学園があることから3種農地と判断いたします。申請者は、申請地2筆合計301㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議いたします。議案第1号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。4ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、 字 番 ，地目は登記，現況とも田，面積は3，145㎡， 字 番，登記，現況とも田，面積は1，400㎡，合計2筆4，545㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番，申請地は， 字 番，地目は登記，現況とも田，面積1，445㎡の小作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番，申請地は， 字 番，地目は登記，現況とも畑，面積1，140㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積は1,643㎡、**字** **番**、地目は登記、現況とも田、面積は1,350㎡、合計2筆2,993㎡の自作地、契約内容は売買となっております。農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい事務局説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思えます。まず伊奈地区につきまして5番中山職務代理、報告をお願いします。

1. 中山職務代理

はい報告いたします。9月3日午前中に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど菊地委員から報告のあったメンバーでございます。

受付番号1番、地図は5ページになります。現地の状況は、水稻が作付けされておりました。申請者は、自作地と借入地あわせて約184アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地2筆4,545㎡を規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は6ページになります。現地の状況は、水稻が作付けされておりました。申請者は、借入地約6,704アールを耕作しており、水稻・野菜を作付する農地所有適格化法人です。申請地1筆1,445㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思えます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続いて谷和原地区につきまして、9番矢口委員報告をお願いします。

1. 矢口委員

はい9月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号3番、地図は7ページになります。丁度福岡小学校の東側にあたります。申請者は、自作地と借入地あわせて約61アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑1筆1,140

m²で、規模拡大のため売買により譲り受け、果樹を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は8ページになります。丁度、農協のメモリアルホールを小絹の方に向かって右側の場所にあります。申請者は、自作地約98アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・小麦を作付する農家です申請地は、登記現況とも田2筆2,993m²で、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、3番、4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議します。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、飯泉委員

1. 飯泉委員

はい、あまり金額のことは言いたくないのですが、金額が非常に高いということで、今の説明ですと農産物の作付に適合するのかわ、この後転用していくのかわ、その辺の恐れはないのでしょうか。分かりましたら願います。

1. 議 長（齊藤会長）

はい，事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい，こちらの方は農業振興地域の農用地域内に入っていますので，通常では事業をやるのは難しいエリアになるかと思えます。こちらは農地として利用するとのことで申請がなされております。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は，原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。9ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積725㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、**■**字**■**番、地目は、登記畑、現況宅地、面積は180㎡、**■**字**■**番、地目は、登記畑、現況資材置場、面積は70㎡、**■**字東**■**番、地目は、登記畑、現況資材置場、面積は200㎡、**■**字**■**番、地目は、登記畑、現況資材置場、面積は87㎡、合計4筆537㎡でございます。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いします。まず伊奈地区につきまして7番菊地委員報告をお願いします。

1. 菊地委員

それでは9月3日午前中に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは先ほどと一緒にございます。

受付番号1番、地図は10ページになります。現地は杉の木が密集しておりました。今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、周辺の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上のことから、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き、農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。続きまして、谷和原地区につきまして、4番栗原委員報告をお願いします。

1. 栗原委員

9月3日に行った書類審査、現地調査の結果について報告いたします。齊藤会長、矢口委員、私、事務局から大久保主査の出席で行いました。

受付番号2番、地図は11ページになります。申請地は北袋集落センターの北東側、川通り用水路の北側に所在があります。現地は住宅と事業用建物が、申請地の4筆にま

たがるように建てられており、今回提出されました受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成10年11月以前から宅地、資材置場として使用されておりました。現況から畑としての回復は困難かと思われま

す。以上のことから、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き、農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると思いますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。それではこれより審議いたします。議案第3号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、続いて受付番号2番についてご質問のある方をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第3号について、非農地証明発行することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号は、非農地証明発行することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、それではご説明致します。議案第4号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議書は1件となっております。12ページをご覧ください。受付番

号1番,申請地は,■■■字■■■■■■■■■■番■■■,地目は登記,現況とも畑,面積433㎡,■■■字■■■■■■■■■■番■■■,地目は登記,現況とも畑,面積654㎡,合計2筆1,087㎡でございます。以上です。

1. 議長(齊藤会長)

はい,それでは現地確認及び書類審査の報告をお願いいたします。4番栗原委員報告をお願いします。

1. 栗原委員

9月3日に行った書類審査,現地調査結果についてご報告いたします。メンバーは先ほどと同じです。

受付番号1番,地図は13ページになります。この申請地西側500mくらいのところには,谷和原インターチェンジがありますので,位置的なイメージをお願いします。周囲は住宅地となっております。今回提出された改良計画の内容は,水はけの悪い畑,湿畑の解消と傾斜地の改良となっております。搬入土は,■■■字■■■■■■■■■■番■■■の山林の土を使用する計画となっております。こちらの土地の赤土を確認いたしました。搬入期間については,令和元年9月17日から令和元年11月30日までとなっております。搬入後は,麦を作る予定となっております。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長(齊藤会長)

はい,ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので,これより審議いたします。議案第4号について,ご質問のある方の挙手をお願いします。(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第4号について同意される方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい,ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は,原案のとおり同意することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

つづいて議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

はい、それではご説明いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらにつきましては14ページの農用地利用配分計画総括表の中からご説明いたします。

まず新規案件といたしまして畑が1筆の2,074㎡、更新は、田が3筆の9,645㎡。合計では、田が3筆9,645㎡、畑が1筆2,074㎡。合計4筆で、11,719㎡。貸し手が3の借り手が2となります。利用権の開始は、10月1日からとなっております。詳細につきましては15ページの一覧表をご参照願います。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたのでこれより審議いたします。

議案第5号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

つづいて議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

はい、それではご説明します。議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」こちらにつきましても16ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が23筆の44,491㎡、畑が1筆の2,000㎡、

合計24筆の46,491㎡となります。貸し手が5の借り手が1団体となります。権利の設定は、11月1日からとなります。詳細につきましては17から18ページとなります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので一括して審議をしていきます。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

つづいて議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

はい、それではご説明します。議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらにつきましても19ページの農用地利用配分計画総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が23筆の44,491㎡、畑が1筆の2,000㎡、合計24筆の46,491㎡。貸し手が5、借り手が4となります。権利の設定は、11月1日からとなります。こちらにつきましては市の方から意見を求められているものでございます。詳細につきましては20ページから21ページとなります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、これより審議していきますが、受付番号11番から13番は6番前島委員が、受付番号14番から24番は中山職務代理が議事不參與となっております。したがって

まして、3つに分けて審議をまいります。

まず最初に、受付番号1番から10番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは採決いたします。

受付番号1番から10番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、全員賛成により1番から10番は承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、続きまして、受付番号11番から13番を審議いたします。前島委員の退席をお願いします

(前島委員の退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは受付番号11番から13番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。受付番号11番から13番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号11番から13番は承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、続いて受付番号14番から24番について審議いたします。前島委員の復席、

中山職務代理の退席をお願いします。

(前島委員の復席)

(中山職務代理の退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは受付番号14番から24番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。受付番号14番から24番について、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号14番から24番は承認されました。中山職務代理の復席をお願いします

(中山職務代理の復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

以上審議の結果、議案第7号について、全ての案件につきまして原案のとおり承認することに決定いたしました。議案書の(案)を削除をお願いします。

1. 議 長 (齊藤会長)

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項2件一括して事務局より報告願います。

1. 事務局 (岩本局長)

はい、報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告します。22ページになります。今回、専決処分したものは、3件です、福岡地区の流通施設建設によるもの1件、小絹地区の駐車場・店舗用地のためのもの1件、みらい平地区の自己住宅建設のための売買1件です。

続きまして、報告事項 ②「制限除外の農地の移動届について」を報告いたします。23ページになります。農作業場とするためのもの1件と、つくばみらい市によります、谷井田小学校の駐車場とするためのもの1件の合計2件です。報告事項は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい，報告事項は終わりましたので，予定しました議案は全て終了した。よって総会を以上で閉会いたします。